

## 懲戒処分の公表について

個人情報の不当利用、ストーカー行為等を行った職員に対し、地方公務員法第 29 条第 1 項各号の規定により、本日付けで懲戒処分を行いましたので、公表します。

### 1 事実の概要

当該職員は、令和 5 年 6 月 6 日から 10 月 11 日にかけて、行政総合情報システムを閲覧し、知人女性の生年月日、住所などの個人情報を収集した。

また、同年 10 月 12 日、公用車での出張中において、洋菓子を購入のうえ、当該女性の勤務先を訪問し、当該品を手渡した。

さらには、同日夜、当該女性に対し、実家の場所を知っていることをほのめかす内容のメッセージを送信し、女性を不安に陥れ、精神的苦痛を与えた。

その後、当該女性が警察に相談し、当該職員は、警察からストーカー規制法に基づく警告を受けた。

### 2 非違行為を行った職員

所属・職 市長事務局・主査  
年齢・性別 50 代・男性

### 3 処分内容

停職 3 月

### 4 処分年月日

令和 5 年 12 月 25 日

### 5 本事案に係る指導監督責任について

同日付けにおいて、当該職員の非違行為に対する指導監督責任を明確にするため、当該職員の指導監督者の立場にある職員 1 名に対して次のとおり対応しました。

課長級 1 名 訓告

### 6 市長コメント

全体の奉仕者としての使命を自覚し、公私に渡り綱紀の粛正に努めるべき職員が、このような不祥事を引き起こし、被害に遭われた方に心からお詫び申し上げます。

このことは、市民の皆様の市政に対する信頼を著しく損なう行為であり、市政を預かる者として極めて重く受け止めております。

今後、再発防止に向け、綱紀の粛正及び服務規律の確保を徹底し、全職員が一丸となって、市民の皆様の信頼を回復できるよう取り組んでまいります。